

令和 8（2026）年度 栃木県立富屋特別支援学校高等部 生徒募集要項

1 募集定員

普通科 51名（通常の学級48名、重複障害学級3名）

2 入学志願資格

知的障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を修了した者
- (2) 令和8（2026）年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は令和8（2026）年3月31日までに該当する見込みの者

※県外に居住する者で、本県への転居等の理由により入学を志願する者は、事前に相談すること

| |
|--|
| 学校教育法施行令第22条の3 【知的障害者】 |
| 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの |
| 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの |

3 出願方法

- (1) 出願に必要な書類の請求

事前に体験学習を受けた後、本校に直接請求する。

（注）調査書の取得方法については、次の①～③のいずれかとする。また、入学願書及びその他の書類の取得方法については、次の①②のどちらかとする。

- | |
|---|
| ① 直接本校に取りに来る。 |
| ② 切手を貼った返信用封筒（33.2 cm×24 cmの大きさ）を同封し、受検者数を明記して、栃木県立富屋特別支援学校長あてに申し込む。 （出願者が2名までの場合は140円切手、出願者が3～7人の場合は180円切手） |
| ③ 栃木県ホームページよりダウンロードする。 |

- (2) 出願に必要な書類

ア 入学願書

イ 受検票

ウ 障害があることを証明する書類（療育手帳の写し又は医療機関が発行する証明書）

エ 調査書

※中学校卒業後5年以上を経過した志願者は、出願に必要な書類が一部異なるため、事前に相談すること

- (3) 出願期間及び受付場所

| | |
|------|--|
| 出願期間 | 令和8（2026）年2月18日（水）午前9時から午後3時30分まで及び 2月19日（木）午前9時から午後3時30分まで |
| 受付場所 | 栃木県立富屋特別支援学校 事務室 |

(4) 受検票の交付

受検票は、願書等提出時に交付する。

4 学力検査等の実施

| | |
|-----|---|
| 期 日 | 令和8（2026）年3月5日（木） |
| 検査場 | 栃木県立富屋特別支援学校 |
| 内 容 | 学力検査（国語及び数学）、作業能力検査、面接 |
| 日 程 | 受 付 8:30～ 8:50（受付場所 3棟昇降口） 学力検査 9:30～ 9:45 国語 9:50～10:05 数学 諸検査 10:20～12:15 作業能力検査及び面接 諸連絡 12:25～12:35 終了予定 12:35頃 |
| 持ち物 | 受検票、筆記用具、消しゴム、上履き ※検査場には時計がないため、計算機・辞書・地図等の機能がついていない時計の携帯は認める。 |
| その他 | ・当日は、必ず保護者が同伴すること。また、定められた時刻に受付できないときは、必ず連絡すること。 ・転居、家庭の事情、施設入所等、やむを得ない事由により当日の受検が実施できない場合は、調査書等により入学者選抜を行うこととする。 |

5 合格者の発表

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和8（2026）年3月11日（水）午前10時 |
| 場 所 | 栃木県立富屋特別支援学校 |
| 方 法 | 受検番号を掲示する。 「受検票」の提示により、「合格通知書」を交付する。 |

6 検査得点の開示

受検者のうち、学力検査の各教科の得点及び合計点の開示を希望する者は、令和8（2026）年3月12日（木）から4月10日（金）まで（土、日、祝日を除く。9:00～12:00、13:00～15:30の時間帯）に、開示の請求を口頭で行うことができる。その際、受検者は「受検票」を提示する。開示の方法は、受検者本人に対し、得点を記した個票を交付することによるものとする。

【連絡先】

栃木県立富屋特別支援学校
〒321-2116 宇都宮市徳次郎町 39-1
TEL 028(665)2281